

公立大学法人埼玉県立大学職員の休職に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 1 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第17条第3項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の休職に関して必要な事項を定めるものとする。

(休職の効果)

第2条 休職者は、休職の期間中、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号）に定めるものを除き、いかなる給与も支給されない。

(就業規則等の遵守)

第3条 職員は、休職の期間中であっても、職務に従事しないほかは、就業規則及び法人の諸規程を遵守しなければならない。

(職員に係る休職の申出)

第4条 学部長、研究科長、各センター長又は事務局長は、所属する職員について、就業規則第17条第1項に定める休職の事由のいずれかが存在する場合には、学長を通じて理事長に申し出るものとする。

(審査の手続)

第5条 理事長は、前条の規定による申出を受け、当該職員の意に反して職員を休職することが適当であると思料する場合には、教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対し審査を行わせるものとする。

2 理事長は、就業規則第17条第1項第1号に規定する休職（以下「病気休職」という。）にする場合及び当該休職の期間の更新を行う場合においては、医師1人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 前項の規定は、病気休職中の職員を復職させる場合に準用する。

(人事委員会における審査)

第6条 人事委員会は、前条第1項の規定による審査の指示を受けたときは、当該審査並びに休職の要否及び期間に係る案の決定を行うものとする。

2 人事委員会が審査を行うときは、対象となる職員に対し、書面又は口頭により弁明をする機会を与えるものとする。ただし、就業規則第17条第1項第4号に該当する休職の場合は、この限りではない。

3 人事委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

(休職の決定)

第7条 職員の意に反する休職は、前2条に定める人事委員会の審査を経て、理事長がこれを行う。

(辞令等の交付)

第8条 休職は、職員に、辞令及び別記様式による処分説明書（以下「辞令等」という。）を交付して行う。

2 前項の辞令等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、休職処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに辞令等の交付があったものとみなす。

3 休職の効力は、辞令等を職員に交付したときに発生する。

(不服申立て)

第8条の2 職員の意に反する休職を受けた職員は、その休職内容等について不服がある場合には、理事長に対し1回に限り書面により不服申立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合には、人事委員会に対し再審査を行わせるものとする。

3 第6条の規定は、前項の再審査について準用する。

4 理事長は、第2項の再審査に基づき、不服申立ての内容について判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

5 第1項の不服申立てをする場合は、辞令等の交付があった日の翌日から起算して2週間以内に行わなければならない。

(病状の報告)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、就業規則第17条第1項の規定により休職を命じられ、または現に休職中の者に対し、医師の診断による病状の報告を求めることができる。

(休職中の取扱い)

第10条 理事長は、休職中の職員が解雇事由に該当するときは解雇することができる。

2 休職中の職員は、理事長に定期的に近況を報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項及び職員の分限に関する条例(昭和26年埼玉県条例第51号)第2条の規定により休職にされた職員で、その休職の期間の末日がこの規程の施行の日以後の日であるものについては、この規程に基づき休職にされている職員とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式（第8条関係）

処分説明書

氏名		所属名	
職名		職務の級号給	
(処分の内容) 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第〇条第〇項の規定により、 〇〇とする。 (処分の理由等)			
(発令日) 年 月 日		(交付日) 年 月 日	
公立大学法人埼玉県立大学理事長 氏 名 印			

様式（第8条関係）

処分説明書

氏名		所属名	
職名		職務の級号給	
(処分の内容) 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第○条第○項の規定により、 ○○とする。 (処分の理由等)			
(発令日)		(交付日)	
年 月 日		年 月 日	
公立大学法人埼玉県立大学理事長 氏 名 印			
教 示 ○ 不服申立てについて この処分について不服がある場合は、この処分説明書の交付があった日の翌日から 起算して2週間以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。			

※本様式は、職員の意に反する休職を行うときに交付する説明書である。